



平成22年度保険料

15,100円^{1か月}

(4月～23年3月)

日本年金機構から送付される納付書で納付してください。

納付期限は翌月末日です。

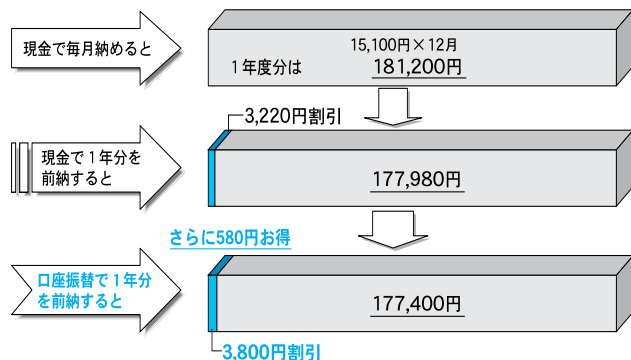
また、納付書での前納は納付書に綴られている1年分前納の納付書で4月30日までに納付すると3,220円割引になります。

口座振替で最大3,800円の割引！

お得その①

口座振替前納が大変お得 (3,800円の…お得)

保険料を口座振替にして22年度分の保険料を一括して前納にすると、3,800円（納付書での前納より580円お得）の割引になります。



口座振替前納の申込はお早めに

ご希望の人は早めに申し込んでください（特に金融機関を経由しての申込は早めをお願いします）。

なお、既に口座振替で前納されている人は、届出の必要はありません。

お得その②

月々の口座振替に「早割」制度 (当月保険料の当月末引落し) (毎月50円の…お得)

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引き落とし）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。

早割制度を申し込むと、翌月末の初回の口座振替にて2か月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【早割のイメージ図】

平成22年3月中に申し込まれた場合

○ 通常の口座振替			保険料	引落月
5月分	4月分	3月分		
↓	↓	↓		
6月末日	5月末日	4月末日		

○ 早割制度			保険料	引落月
5月分	4月分	3月分		
↓	↓	↓		
5月末日	4月末日			

(4月分以降毎月50円割引)

保険料の納付は口座振替が便利・安心です

* 保険料の1/4免除・半額免除・3/4免除の承認を受けている人の口座振替は、通常の口座振替での申込みとなります。

口座振替の申込用紙（振替方法の変更も同じ申込用紙となります）は金融機関の窓口、社会保険事務所にあります。

① 年金手帳または納付書② 預金通帳③ 通帳届出印をお持ちになれば、その場で申し込みできます（手数料などは一切不要です）。

なお、国保年金課医療年金係にも申込用紙がありますので、ご利用ください。

申込みは簡単！

安心その①
毎月、納め忘れがなくなり安心！

便利その②
通帳で納めた確認ができるので便利！

便利その③
毎月金融機関に向く手間がなくなり便利！